平成２３年（フ）第１９７６号
福岡県太宰府市石坂１丁目17番11号ダンディーライオンＡ104号
債務者　中村　大貴
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２００８号
福岡県筑後市大字蔵数292番地５
債務者　渡邉　秀吉
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４６号
福岡市中央区今泉１丁目３番23―602号
債務者　淺野　　倫
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５６号
福岡市博多区那珂３丁目19番２―609号
債務者　森永　　芳
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６８号
福岡市中央区高砂２―11―27ボートハウス平尾205号
債務者　柳原　明子（旧姓久富）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８５号
福岡市博多区博多駅南４丁目10番22―104号
債務者　酒菜や　どんここと　長　理恵子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２６号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目70番地４
メゾン博多南202号
債務者　眞島　一夫
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５号
千葉県安房郡鋸南町勝山251番地１
債務者　渡　安喜雄
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３４６号
山梨県北杜市長坂町富岡31番地１
債務者　望月　広大
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
山梨県甲府市愛宕町388番地４
債務者　佐藤　留美（旧姓花輪）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
山口県宇部市文京台１丁目16番17号
債務者　田代　雅一
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５４号
愛媛県西予市城川町下相1343番地
債務者　松本　孝男
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第６５３号
千葉県流山市向小金３丁目76番地の１
債務者　橋本　寛子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８１号
千葉県柏市新富町１丁目３番16号　シンセイ２―201号
債務者　江川　秀一
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６９２号
千葉県流山市野々下３丁目931番地の150　アネックス豊四季105
債務者　橋本　幸広
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３１号
山口県周南市新堤町７番47―304号
債務者　松野　真美（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４８６号
岐阜県各務原市那加桜町２丁目67番地、住民票上の住所岐阜県安八郡安八町南條311番地
債務者　坂　　敬一
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
岐阜地方裁判所